

給与勧告の手順

三重県人事委員会では、県職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、地方公務員法に則り調査の結果を踏まえた較差を給与に反映させることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数をあわせることを基本に勧告を行っています。

